

常陸太田市高齢者生産活動センターの指定管理予定者を選定しました。

常陸太田市公の施設の指定管理者選定委員会において、下記の者を指定管理予定者として選定しましたので、お知らせします。

記

1 指定管理施設名	常陸太田市高齢者生産活動センター
2 指定管理予定者名	公益社団法人常陸太田市シルバー人材センター
3 指定管理予定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間
4 応募団体数	1団体
5 選定委員会	常陸太田市公の施設の指定管理者選定委員会設置要項第3条の規定による委員
6 選定手続	非公募
7 審査基準	(1) 施設の利用者の平等な利用が確保されるものであること。 (2) 施設の効用が最大限に発揮されるものであること。 (3) 施設の適正な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (5) その他市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準。
8 選定	「常陸太田市高齢者生産活動センター」については、公募によらない指定管理予定者の選定として「公益社団法人常陸太田市シルバー人材センター」から指定管理者指定申請書が提出されたため、この団体の選定について協議した。 審査に当たっては、当該事業者より提出された指定管理者指定申請書に基づき審査を行い、施設管理に係る事業計画及び指定管理料等の収支計画について審査基準等を念頭に総合的な検討を行った結果、「公益社団法人常陸太田市シルバー人材センター」を、「常陸太田市高齢者生産活動センター」の指定管理予定者として適格であると決定した。